

拾得物の取扱いに関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、市営地下鉄のブルーラインとグリーンラインで拾得された遺失物について、駅での扱い方が法令に違反している恐れがある、とする通報である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 駅での遺失物の取扱い方法に関する規定等</p> <p>(1) 所属の報告によると、「遺失定期券及び不扱い遺失物の取り扱いについて」（平成5年8月31日、駅務管理所達第13号）3に「不扱い遺失物」について、「一般的には価値もなく、警察署でも受け取らないが、遺失者にとっては金で買えない大切なもの。又一般的には価値はあるが、腐敗の恐れもあり、保管できないもの」と規定している。また、それ以外のものを「扱い」として扱っているとのことである。</p> <p>(2) なお、取り扱い方法については、「横浜市高速鉄道遺失物取扱規程」（以下「規定」という。）、「横浜市交通局遺失物取扱要綱」及び「遺失物法改正に伴う拾得物の取り扱い」（平成19年11月29日 運輸サービス課長通知）が定められている。</p> <p>2 拾得された遺失物の取扱い方法</p> <p>(1) 通報者は「警察に書類すら出していない。」と指摘している。この点について、A 駅長、B 駅長及び駅務管理所に対して確認したところ、通報者が指摘する内容に誤りがないことが確認された。</p> <p>(2) 地下鉄やバス等の不特定多数の利用があり、その管理を行っている駅及び営業所は、遺失物法第17条及び同施行令第5条で「特例施設占有者」と規定されている。また、同法第17条には特例施設占有者にかかる提出の免除が規定されている。同条には、「交付を受け、又は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を（略）遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、（略）警察署長に届け出たときは、第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定による提出をしないことができる。」と規定されており、警察に書類を出していない取扱いは、法令等に反するものである。</p> <p>(3) さらに通報者は「警察に提出されていない場合、所有権は移らず、遺失物横領ととらえられてもおかしくないのではないかと疑問である。」としている。この点について、所属は、不扱いとした遺失物に関して、遺失物管理システムに登録後3か月を経過したものは所有権を取得したものとして処分を行っている、とのことである。</p> <p>(4) 遺失物の拾得については民法第240条に「遺失物は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。」と定められている。</p> <p>(5) 不扱い物件については、警察署長に対して届け出を行っていないことからすれば、3か月経過を以って所有権を取得するとの所属の見解は認めがたいものである。</p> <p>(6) なお、通報者は「自動車本部（バスでのお忘れ物）では、すべて『扱い』として警察に提出を行っている。」と認識しているが、所属によれば、「扱い」、「不扱い」という定義はないものの、高速鉄道本部（市営地下鉄）及び自動車本部（市営バス）のどちらにおいても、警察署に届け出を行わない物件については、それぞれの施設で保管をした後、処分を行っており、運用に違いはないとのことであるから、同様に法令等に反する取扱いと指摘せざるを得ない。</p> <p>3 拾得者が拾得物に関する権利を放棄した場合の処理</p> <p>(1) 次に、通報者は「お客様から届けられた遺失物であっても、拾得したお客様が拾得物に関する権利を放棄し、氏名などの告知を行わない場合は係員が拾得した物として処理している」と指摘している。</p> <p>(2) 遺失物法第30条には、拾得者が遺失物に関して一切の権限を放棄することができる旨が定められており、さらに同法第33条には「拾得者が、その交付をした物件について第三十条若しくは前条第二項の規定により権利を放棄したときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなす。」とすることが定められている。</p>

	<p>(3) これらの規定からすれば、職員が拾得したとする取り扱いではなく、特例施設占有者の名義で届出をするのが適切な方法ではないかと考えられる。</p> <p>4 神奈川県警察の見解及び所属の対応等</p> <p>(1) 所属が、現在の取扱い方法が適切であるか、神奈川県警察総務部会計課会計支援室遺失物指導班（以下「県警会計課」という。）に見解を求めたところ、次のような回答が得られたとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄やバスは不特定多数の利用があり、その管理を行っている駅及び営業所は遺失物法第17条及び同施行令第5条の規定により「特例施設占有者」とされていることから、遺失物法第17条に規定する届出及び保管を行ったうえで、第20条及び第21条に規定する売却または処分を行うことが望ましいと考える。 ・拾得者が立ち去るなど、氏名等の告知を行わなかった場合については、「拾得者不明」として処理を行うことが望ましいと考える。 <p>(2) 所属としては、上記の見解を受け、今後、取扱い物件については特例施設占有者として届け出を行うこととし、神奈川県警察と連携をしながら運用を見直すとのことである。</p> <p>5 まとめ</p> <p>調査の結果、所属での遺失物の取扱いについて、是正が必要な点があることが確認できた。この点について、所属は、神奈川県警察からの指摘も踏まえて、現在の運用を見直していくとの考えを示している。現時点において具体的な見直しには至っていないが、県警会計課とすでに協議を進めており、まとめ次第、各警察署と個別の駅で具体的な協定、運用の見直しに取り組んでいくとのことである。既にそれらの手続きが終了次第、速やかに届け出ができる様に、所属内において準備を進めているとのことである。</p> <p>現時点においては、今後適正な対応がなされれば、勧告等までは必要ではないと考えるが、適切に是正されない場合は、改めて対応を検討するものとする。</p> <p>そのため、所属に対して、次回委員会が開催される前に、本件通報に対する対応結果の報告を求めることとし、一旦調査は終了するものとする。</p>
本市の対応	<p>所属は、現在の運用を見直していくとしている。現時点において具体的な見直しには至っていないが、県警会計課とすでに協議を進めており、まとめ次第、各警察署と個別の駅で具体的な協定、運用の見直しに取り組んでいく。</p>